

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び 特定処遇改善加算に基づく取り組み

平成 28 年度より「処遇改善加算」に該当されました。

令和元年度より「特定処遇改善加算」に該当されました

令和 4 年度より「ベースアップ加算（特例交付金）」に該当されました

【取得事業所】放課後等デイサービスもりのひろば

放課後等デイサービスもりのひろば利府園

放課後等デイサービス（重症心身障がい児）もりのひろば

【特定処遇改善加算の職員分類について】

A：他事業所も含め実務経験が 8 年以上

【処遇改善助成金実績報告について】

平成 28 年度 助成金額 1, 4 8 5, 1 3 3 円

平成 29 年度 助成金額 2, 2 6 4, 5 1 2 円

平成 30 年度 助成金額 3, 0 6 5, 6 6 4 円

平成 31 年度 助成金額 4, 5 1 2, 9 8 0 円

令和 2 年度 助成金額 5, 7 1 5, 8 7 8 円

令和 3 年度 助成金額 8, 1 7 9, 7 8 4 円

令和 4 年度 助成金額 9, 2 2 4, 0 2 7 円

令和 5 年度 助成金額 9, 3 1 3, 9 2 3 円

【処遇改善特定処遇改善加算実績報告について】

令和 2 年度 助成金額 4 9 3, 6 7 0 円

令和 3 年度 助成金額 1, 2 2 6, 4 8 6 円

令和 4 年度 助成金額 1, 4 0 9, 5 8 6 円

令和 5 年度 助成金額 1, 4 4 1, 1 6 1 円

【ベースアップ加算の実績報告について】

令和 4 年度 助成金額 2, 5 7 7, 9 5 8 円（令和 4 年 2 月～令和 5 年 3 月）

令和 5 年度 助成金額 2, 2 1 9, 3 4 4 円

【福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び特定処遇改善加算の算定要件について】

① 賃金改善の方法

処遇改善加算手当と賞与にて支給する。支給算定方法は、別表に基づいて（勤続加算・資格加算・評価加算）支給する。

② キャリアパス要件について

要件 1：職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体制について定めている

：就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している

要件 II：共生型福祉施設として、高齢者部門・保育園部門との連携を図る。保育士取得 を

目指し、保育士取得に向けた取り組みを実施する。

：資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに

福祉・介護職員の能力評価を行う。

要件Ⅲ：経験に応じて昇給する仕組み

：資格等に応じて昇給する仕組み

：一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

③ 職場環境要件について

資質の向上：福祉サービス事業所への実習・福祉サービス事業所同士のスキルアップの強化

労働環境・処遇の改善：協力会社による事業所内保育施設の整備

：健康診断、職員休憩室の整備

そ の 他：非正規職員から正規職員への転換

令和２年度 ２名

令和３年度 ７名 を正社員へ転換

令和４年度 ７名 を正社員へ転換

令和５年度 ２名 を正社員へ転換

：職員の増員による業務負担の軽減（下記の通りの職員配置を実施）

職員の人数紹介：松森園 正社員 ７名 非正規職員 ８名 計１５名

利府園 正社員 ５名 非正規職員 ４名 計 ９名

幸町園 正社員 ７名 非正規職員 ４名 計１１名

相 談 正社員 ２名

：非正規職員の無期雇用への転換を図る

令和 5 年度の計画について

委員会の設立

- ・研修委員会：職員のスキルアップを図るため年間計画を立て実施する
- ・広報委員会：施設の活動を地域へ広める。また協力関係者への周知をする
- ・虐待防止委員会：義務化に基づき、職員の研修を実施しながら育成を図る
- ・防災衛生委員会：感染症や災害が発生した場合でも対応できる準備をする

令和 5 年度の計画について

- ・上記、研修委員会を継続的に実施するとともに一部名称変更

虐待防止委員会から虐待防止権利擁護委員会へ

- ・防災衛生委員会に B C P を盛り込みに「業務継続計画」を策定する
- ・業務内容に沿った働き方を検討していく、その上で相談支援事業をフレックスタイム
制度導入で実施する。

令和 6 年度の計画について

- ・上記、研修委員会を継続的に実施する
- ・インターンシップを取り入れ、多くの学生に障がい児の療育体験を実施する